高森町告示第１号

景観法（平成16年法律第110号）第８条第１項の規定により景観計画を定めたので、同法第９条第６項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年２月１日

高森町長　　壬生　照玄

記

1　景観計画の名称
　高森町景観計画

2　景観計画を定める土地の区域
　高森町全域

3　効力の発生する日
　平成30年４月１日

4　縦覧場所
　高森町下市田2183番地１
　高森町役場経営企画課

以上